

令和6年7月1日
観光庁

旅行業者に対する行政処分を行いました

旅行業者に対し、旅行業法第18条の3第1項第6号の規定に基づく行政処分を令和6年6月28日付けで行いましたので、お知らせいたします。

令和6年6月26日に実施した旅行業法第65条第1項の規定に基づく聴聞の結果を踏まえ、6月28日付けで、別添の一覧表に記載した旅行業者に対して、同法第18条の3第1項第6号の規定に基づく業務改善を命じました。

※ 別添の一覧表につきましては、行政処分を実施した5年後に、観光庁のウェブサイト上から削除いたします。

【お問い合わせ先】

観光庁観光産業課 貴田、大崎

代表：03-5253-8111（内線 27322、27328）

直通：03-5253-8329

メールアドレス：hqt-ryokogyo★gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。